

安全運転管理者等に関する事務取扱規程

平成2年12月13日
本部訓令第38号

(沿革) 平成6年9月本部訓令第21号、12年6月第3号、19年6月第16号改正

安全運転管理者等に関する事務取扱規程を次のように定める。

安全運転管理者等に関する事務取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）道路交
通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び兵庫県道路交
通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）に規定す
る安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に関す
る事務の適正な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2章 選任届等

(選任届の受理)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第74条の3第5項に規定する安全運転
管理者等の選任の届出（以下「選任届」という。）があったときは、当該選任届が次の
各号に掲げる事項に適合していることを確認した上、これを受理するものとする。この
場合において、安全運転管理者等として届出のあった者が、規則第9条の10に規定する
安全運転管理者の業務の全部又は一部に関し、必要な権限を有しない者であると認めら
れるときは、届出者にその理由を説明し、他の適任者を選任して届け出るよう教示しな
なければならない。

- (1) 届出書（安全運転管理者に関する届出書（細則様式第16号）及び副安全運転管理者に
関する届出書（細則様式第17号）をいう。以下同じ。）並びに細則第9条の2第3項か
ら第5項までに規定する添付書類が整っていること。
 - (2) 届出者は、法第74条の3第1項又は第4項に規定する自動車の使用者であること。
 - (3) 自動車の使用者の本拠において使用している自動車の台数は、安全運転管理者の選任
届の場合にあつては規則第9条の8第1項に規定する台数以上、副安全運転管理者の選
任届の場合にあつては同条第2項に規定する台数以上であること。
 - (4) 安全運転管理者として届出のあった者は規則第9条の9第1項各号に規定する安全運
転管理者の要件を、副安全運転管理者として届出のあった者は同条第2項各号に規定す
る副安全運転管理者の要件をそれぞれ備えていること。
 - (5) 副安全運転管理者の選任届の場合にあつては、規則第9条の11に規定する人数に該当
していること。
- 2 前項第4号の確認は、同項第1号に規定する書類によって行うほか、不審な点がある
者については、安全運転管理者等として届出のあった者に面接し、又は必要な調査照会
により行うものとする。

3 署長は、第1項に規定する選任届を受理したときは、安全運転管理者にあつては、安全運転管理者証（細則様式第20号）を、副安全運転管理者にあつては、副安全運転管理者証（細則様式第21号）を交付するものとする。

（選任届の種別）

第3条 選任届の種別及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規選任届 新たに安全運転管理者等を選任する場合の選任届をいう。

(2) 改任届 既に選任届をしている安全運転管理者等を解任後、直ちに他の者を安全運転管理者等として選任する場合の選任届をいう。

（解任届の受理）

第4条 署長は、法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の解任の届出（以下「解任届」という。）があつたときは、当該解任届に係る自動車の使用者が、同条第1項又は第4項に規定する安全運転管理者等の選任義務がなくなったことの理由を確認した上、これを受理するものとする。

2 前項の確認は、当該解任届の理由となつた事実を疎明する書類の提出（提示）を求め、又は必要な調査、照会等により行うものとする。

3 既に選任届をしている安全運転管理者等を解任後、直ちに他の者を安全運転管理者等として選任し、届け出があつた場合の前任者の解任届は、改任届けをもってこれに代えるものとする。

（変更届の受理）

第5条 署長は、細則第9条の2第2項に規定する届出事項の変更の届出（以下「変更届」という。）があつたときは、当該変更の届出事項を確認した上、これを受理するものとする。

2 前項の規定により変更届を受理したときは、当該届出書の参考事項欄に変更のあつた旧届出事項を転記しておくものとする。

（変更届の通報）

第6条 署長は、自動車の使用の本拠の位置の変更届を受理した場合において、変更前の自動車の使用の本拠の位置が他の警察署の管轄区域内にあつたものであるときは、当該変更前の自動車の使用の本拠の位置を管轄する署長に変更届があつた旨を通知するものとする。

2 前項の通報を受けた署長は、速やかに当該通報に係る届出書及びこれに添付されている書類を通報した署長に移送するものとする。

（選任届等の報告及び整理保存）

第7条 署長は、選任届、改任届又は変更届（以下「選任届等」という。）を受理したときは、当該届出書を取りまとめ、その都度交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に通報するものとする。

2 交通企画課長は、前項の規定により通報を受けたときは、警察署別、整理番号順に整理保存するものとする。

3 署長は、届出書等（選任届等に係る届出書及び添付書類をいう。以下同じ。）を整理番号順に整理保存するものとし、改任届又は変更届があつたときは、旧届出書と取り替えるものとする。

第3章

(認定申請の受理)

第8条 署長は、細則第9条の3第1項に規定する認定の申請(以下「認定申請」という。)があったときは、当該安全運転管理者等資格認定申請書(細則様式第22号)及びこれに添付された書類(以下「認定申請書等」という。)の記載に誤りがないことを確認した上、これを受理するものとする。この場合において、認定を受けようとする者が20歳(副安全運転管理者が置かれることとなる場合の安全運転管理者にあつては、30歳)未満の者、規則第9条の9第1項第2号のイもしくはロに該当する者又は明らかに次条の規定に適合しない者と認められるときは、申請者にその理由を説明して他の適格者を申請するよう教示しなければならない。

- 2 署長は、前項の規定により認定申請を受理したときは、安全運転管理者等資格認定申請処理簿(様式第1号)に登載し、処理の状況を明らかにしておくものとする。
- 3 署長は、第1項に規定する認定申請書等を受理したときは、速やかに認定を受けるに足る理由を記載した安全運転管理者等資格認定申請に関する副申書(様式第2号)を添えて交通企画課長に送付するものとする。
- 4 署長は、副申書の作成に当たっては、認定申請書等によるほか、必要により安全運転管理者等として認定申請のあった者に面接し、又は必要な調査、照会等により行うものとする。

(認定申請の審査)

第9条 交通企画課長は、認定申請書等及び副申書の送付を受けたときは、当該認定申請が安全運転管理者に係るものにあつては、当該認定を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該認定申請に係る自動車の使用の本拠におけるその者の職務上の地位、管理業務に関する権限等から判断して、安全運転管理者として適格であるかどうかを審査しなければならない。

- (1) 自動車の運転の管理に関し1年以上の実務経験を有する者
 - (2) なんらかの形で自動車の運転の管理に関与し、その経験の期間が2年以上である者
 - (3) その他管理業務を行う職務上の地位にある者
- 2 交通企画課長は、前項に規定する認定申請が副安全運転管理者に係る者にあつては、当該認定を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該認定申請に係る自動車の使用の本拠における職務上の地位、管理業務に関する権限等から判断して、副安全運転管理者として適格であるかどうかを審査しなければならない。
- (1) なんらかの形で自動車の運転の管理に関与し、その経験の期間が1年以上である者
 - (2) 自動車の運転の経験の期間が3年以上である者
 - (3) その他管理業務を行う職務上の地位にある者
- 3 交通企画課長は、前2項に規定する認定申請を審査したときは、安全運転管理者等資格認定審査処理簿(様式第3号)に登載し、審査の状況を明らかにしておくものとする。

(認定書の交付)

第10条 交通企画課長は、前条の審査の結果、その者が安全運転管理者等として適格であると認めるときは、当該認定申請を受理した署長にその旨通報するとともに、当該認定申請に係る安全運転管理者資格認定書(細則様式第23号)又は副安全運転管理者資格認

定書（細則様式第24号）を送付するものとする。

- 2 署長は、前項に規定する認定書の送付を受けたときは、当該認定申請者に速やかに交付するものとする。
- 3 交通企画課長は、前条の審査の結果、その者が安全運転管理者等として不適格であると認めるときは、当該認定申請を受理した署長にその旨理由を付して通報するものとする。この場合において、通報を受けた署長は、速やかに当該認定申請者にその旨を通知するものとする。

第4章 解任命令

（解任命令の上申）

第11条 交通取締りを担当する所属の長は、安全運転管理者等が規則第9条の9第1項第2号口に掲げる違反行為を行った場合において、法第74条の3第6項の規定による解任命令（以下「解任命令」という。）を必要と認めるときは解任命令上申書（様式第4号）に当該違反事実を証するに足りる資料を添えて解任命令の上申を交通部長に行うものとし、解任命令を必要と認めないときは違反状況報告書（様式第5号）によりその概要を交通部長に報告するものとする。

2 交通企画課長は、前項の規定により交通部長が解任命令の上申を受けたときは、安全運転管理者等解任命令上申処理簿（様式第6号）に登載し、その処理の状況を明らかにしておくものとする。

3 交通企画課長は、解任命令上申書その他解任命令に係る文書を前項に規定する安全運転管理者等解任命令上申処理簿の受理番号順に整理保存するものとする。

（解任命令の決定）

第12条 交通部長は、前条の規定により解任命令の上申（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものを除く。）があったときは、行政手続法（平成5年法律第88号）等に定める聴聞手続を経た後、必要な審理を行い、解任命令の要否を決定するものとする。

（解任命令の決定通知）

第13条 交通企画課長は、交通部長が解任命令の決定をしたときは、速やかに解任命令送付書（様式第7号）により、解任命令書（細則様式第27号）を解任命令に係る自動車の使用者の事業所等の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

2 前項の規定により解任命令書の送付を受けた署長は、解任命令を受けた自動車の使用者に対し、当該解任命令書を交付するものとする。

（解任命令事案の通知）

第14条 交通企画課長は、第11条の規定により解任命令の上申があった場合において、当該上申に係る自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、解任命令事案通知書（様式第8号）に関係書類を添えて当該都道府県警察に通知するものとする。

（通知を受けた解任命令事案の報告）

第15条 交通企画課長は、他の都道府県警察から解任命令事案の通知を受けたときは第12条及び第13条の規定に準じて措置するものとする。

第5章 報告又は資料の提出要求

第16条 交通企画課長は、法第75条の2の2第1項の規定により自動車の使用者又は安全運転管理者等（以下「自動車の使用者等」という。）に対し報告又は資料の提出を求めるときは、当該自動車の使用者等に対し報告資料提出要求書（細則様式第30号の2）を交付してするものとする。

2 交通企画課長は、前項の規定により報告又は資料の提出を求めたときは、報告資料提出要求処理簿（様式第9号）に登載し、その状況を明らかにしておくものとする。

附則

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附則（平成6年9月30日本部訓令第21号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附則（平成12年6月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附則（平成19年6月1日本部訓令第16号）

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。